

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「創造的かつ質の高い商品・サービスで企業価値の持続的な向上を目指し、ゆたかな社会づくりに貢献します。」という企業概念を掲げており、お客様、社員、ビジネスパートナー、社会のそれぞれの満足を充実させることが、株主価値を高め企業価値を持続的に向上させることにつながり、結果としてすべてのステークホルダーの満足ゆたかな社会づくりにつながるものと考えております。これらの信頼にお応えし、公開企業としての社会的責任を果たすためには、コーポレート・ガバナンスの充実が経営の最重要課題であると認識しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 **更新** 10%以上20%未満

【大株主の状況】 **更新**

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	11,902,900	9.89
日本生命保険相互会社	4,789,818	3.98
北沢会持株会	3,433,802	2.85
ザ チェース マンハッタン バンク エヌエイ ロンドン エス エル オムニバス アカウト	3,416,603	2.84
公益財団法人北澤育英会	3,411,588	2.83
住友生命保険相互会社	3,273,300	2.72
キッツ取引先持株会	3,075,122	2.55
資産管理サービス信託銀行株式会社	3,021,700	2.51
株式会社みずほコーポレート銀行	2,553,822	2.12
株式会社三井住友銀行	2,553,021	2.12

支配株主(親会社を除く)の有無

—

親会社の有無

なし

補足説明 **更新**

- 「大株主の状況」につきましては、平成25年3月31日の状況を記載しております。また、当社は、自己株式を11,175,323株(9.28%)所有しておりますが、上記「大株主の状況」からは除いております。
- 三井住友信託銀行株式会社から、平成25年2月21日付の大量保有報告書の変更報告書の写しの送付があり、平成25年2月15日現在で三井住友信託銀行株式会社が4,305,900株(3.58%)、三井トラスト・アセットマネジメント株式会社が141,300株(0.12%)、日興アセットマネジメント株式会社が242,300株(0.20%)の株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として期末時点における実質所有株式数の確認ができないので、上記「大株主の状況」には含めておりません。
- 株式会社みずほコーポレート銀行から、平成25年3月7日付の大量保有報告書の写しの送付があり、平成25年2月28日現在で株式会社みずほコーポレート銀行が2,553,822株(2.12%)、みずほ信託銀行株式会社が3,556,100株(2.95%)、みずほ投信投資顧問株式会社が119,700株(0.10%)の株式を保有している旨の報告を受けおりますが、当社として期末時点における実質所有株式数の確認ができない(株式会社みずほコーポレート銀行を除く)ので、上記「大株主の状況」には含めておりません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	機械
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	9名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
草野 成郎	他の会社出身者				○				○	
松本 和幸	他の会社出身者				○				○	

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b 他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外取締役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
草野 成郎	○	草野成郎氏は、当社の取引先である東京瓦斯株式会社及び東京ガス・エンジニアリング株式会社の出身者ですが、2013年3月期において当社の各社との取引金額はそれぞれ僅少であります。なお、当社は東京瓦斯株式会社から事務所へのガスの供給を受けておりますが、これは一般消費者としての通常の取引であります。以上のことから、同氏の独立性に問題は無いと判断しております。	草野成郎氏は、東京瓦斯株式会社の代表取締役副社長執行役員及び北海道瓦斯株式会社の取締役会長等を歴任するなど、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、それらを当社の経営に反映していただくとともに、独立性・中立性を担保された立場から、取締役会の意思決定機能及び経営監督機能の強化に貢献いただけると考え、社外取締役に選任いたしました。 また、東京証券取引所が定める独立性の基準を満たし、開示加重要件にも該当していないため、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、同氏を独立役員に指定いたしました。
松本 和幸	○	-	松本和幸氏は、ナブテスコ株式会社の代表取締役社長を歴任するなど、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、それらを当社の経営に反映していただくとともに、独立性・中立性を担保された立場から、取締役会の意思決定機能及び経営監督機能の強化に貢献いただけると考え、社外取締役に選任いたしました。 また、東京証券取引所が定める独立性の基準を満たし、開示加重要件にも該当していないため、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、同氏を独立役員に指定いたしました。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査役(会)は、会計監査人より品質管理体制、監査計画、職務遂行状況及びその監査結果などについて適宜及び定期的に報告を受け、情報及び意見の交換を行っております。また、常勤監査役は、会計監査人の監査に立ち会うなどして会計監査人の職務の遂行状況を監視し、その結果を監査役会に報告するほか、必要に応じて、会計監査人と個別の課題等について情報及び意見の交換を行っております。また、常勤監査役は、国内子会社の監査役を兼任しており、主要な子会社の会計監査人からも監査計画と職務の遂行状況及びその結果の報告を受け、監査役会に報告しております。

また、監査役(会)は、内部監査室より財務報告に係る内部統制の監査及び業務監査の計画及びその結果などについて適宜及び定期的に報告を受け、情報及び意見の交換を行っております。

さらに、監査役(会)は、定期的に会計監査人及び内部監査室を招聘して三様監査会合を開催しております。会合では、会計監査人、内部監査室より、それぞれ監査計画と職務の遂行状況ならびにその結果について報告を受けるとともに、監査役会の監査の方針、重点監査の対象の説明を行うほか、監査役監査の結果及び検討事項等について報告し、相互に情報及び意見の交換を行い、会計監査人の主要な事業所やグループ会社の往査の際に調査を要請するなど連携を深めております。

なお、会計監査人については、新日本有限責任監査法人を選任しております。平成25年3月期の会計監査業務を執行した公認会計士は黒田裕、小川 幸伸、吉川 高史の3氏であり、継続監査年数は7年以内であります。また、会計監査業務の補助者は、公認会計士18名、その他12名で行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
千原 宏典	他の会社の出身者									○
光藤 昭男	他の会社の出身者									○

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
千原 宏典	○	-	千原宏典氏は、住友金属鉱山株式会社の取締役専務執行役員等を歴任するなど、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、それらを当社の経営に反映していただくとともに、独立性・中立性を担保された立場から、取締役会の意思決定及び取締役の職務執行に対する監視機能の強化に貢献いただけると考え、社外監査役に選任いたしました。 また、東京証券取引所が定める独立性の基準を満たし、開示加重要件にも該当していないため、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、同氏を独立役員に指定いたしました。
光藤 昭男	○	光藤昭男氏は、当社の取引先である株式会社荏原製作所の出身ですが、2013年3月期において同社との取引金額は僅少であり、同氏の独立性に問題はな	光藤昭男氏は、株式会社荏原製作所の取締役専務執行役員等を歴任するなど、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、それらを当社の経営に反映していただくとともに、独立性・中立性を担保された立場から、取締役会の意思決定及び取締役の職務執行に対する監視機能の強化に貢献いただけると考え、社外監査役に選任いたしました。

	いと判断しております。	また、東京証券取引所が定める独立性の基準を満たし、開示加重要件にも該当していないため、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、同氏を独立役員に指定いたしました。
--	-------------	--

【独立役員関係】

独立役員の数	4名
--------	----

その他独立役員に関する事項	
---------------	--

独立役員の資格を満たす社外取締役及び社外監査役については全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他
---------------------------	-----

該当項目に関する補足説明	
--------------	--

役員賞与については、内規に基づく一定条件を満たし適正な利益創出が行われた場合を原則とし支給するものとし、その原資は当期純利益の1%を目途とするものとしております。なお、支給対象者は取締役とし、支給額及び取締役各人への配分額の承認は、取締役会の決議によるものとしております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明	
--------------	--

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬)の開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明	更新
--------------	----

取締役及び監査役の平成25年3月期に係る報酬等につきましては、以下の通りです。

- ・報酬
 - 取締役(社外取締役を除く) 7名に対し、135百万円
 - 監査役(社外監査役を除く) 3名に対し、40百万円
 - 社外役員 5名に対し、26百万円
- ・賞与
 - 取締役(社外取締役を除く) 6名に対し、24百万円
 - 社外役員 2名に対し、1百万円

(注)

1. 取締役及び監査役の年間報酬限度額は、株主総会において次の通り決議されております。
 取締役報酬額(使用人兼務取締役の使用人としての給与及び賞与を含む)
 年額300百万円以内(平成18年6月29日開催の定時株主総会)
 監査役報酬額
 年額70百万円以内(平成6年6月29日開催の定時株主総会)
2. 当期末現在の人員は、取締役8名、監査役4名の計12名であります。
3. 上記には、使用人兼務取締役に対する使用人給与及び賞与は含んでおりません。
 なお、使用人兼務取締役に対する使用人給与は37百万円(対象役員数6名)、賞与は23百万円(対象役員数6名)であります。
4. 当期に役員賞与引当金として計上した額を記載しております。
5. 監査役に対する賞与の支給分はありません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容	
------------------------	--

当社における役員報酬等の決定方針は以下の通りであります。

(1)取締役

- ・取締役の報酬は、月額報酬及び賞与で構成する。但し、取締役が執行役員を兼務する場合は兼務分を考慮する。
- ・当社の取締役がグループ会社の役員を兼任している場合は、原則としてグループ会社の役員(取締役・監査役)報酬は無いものとする。
- ・取締役の報酬額は、株主総会で承認された報酬額の限度内において、原則として株主総会終了後の取締役会に社長が諮って決定する。
- ・役員賞与は、内規に基づく一定条件を満たし適正な利益創出が行われた場合を原則とし支給するものとし、その原資は当期純利益の1%を目途とする。なお、支給対象者は取締役とし、支給額及び取締役各人への配分額の承認は、取締役会の決議によるものとする。

(2) 監査役

- ・監査役の報酬は、月額報酬のみとし、賞与・ストックオプションは、これを受けないものとする。
- ・監査役の報酬額は、株主総会で承認された報酬額の限度内とし、個別の監査役の報酬は原則として、株主総会終了後、監査役会規程に従い、常勤・非常勤の別、監査業務の分担等を勘案して、監査役全員の協議により決定するものとする。
- ・当社の監査役がグループ会社の監査役を兼任している場合は、グループ会社の監査役報酬は無いものとする。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】更新

社外取締役及び社外監査役が独立性・中立性・客観性を保持して適切にその職責を果たせるよう取締役会における業務執行取締役の報告の充実や、グループ会社の事業に関する報告など社外取締役、社外監査役が審議、監督、監視するために必要な事業の情報を積極的に提供するとともに以下の様なサポート体制を整えております。

社外取締役は、取締役会に出席し、業務執行取締役の職務執行を監視及び監督するとともに、取締役会に上程される議案について、社外取締役の特性を生かした意見の陳述や助言を行っております。こうした社外取締役の監督機能を実効性のあるものにするため、経営企画部が経営情報の提供等のサポートをする体制をとっております。

社外監査役は、取締役会に出席し、業務執行取締役の職務の執行が法令及び定款に適合して執行されているか監視するとともに、社外取締役の監督義務の履行状況を監視しております。さらに、監査役会に出席して、常勤監査役、会計監査人、内部監査人等及び他の監査役より、職務の遂行状況等及び監査の結果等について報告を受け、情報及び意見の交換を行うほか、監査役監査に必要な審議等を行っております。こうした社外監査役の監査機能を実効性のあるものにするため、監査役室がサポートする体制をとっております。社外監査役の事業所仕主に係る手配等の補助を行うほか、監査に必要な諸情報の提供等を行い、社外監査役の監査が実効的、効率的に行われるようサポートしております。また、監査役室は、監査役会の事務局として常勤監査役(議長)の指示の下、監査役会に招聘する取締役、会計監査人、内部監査室等との調整、資料等の作成など監査役会が実効的、効率的に行われるための補助をしております。

さらに、社外役員(独立役員)に期待される役割を十分に発揮いただける様、会社の事業の状況および重要な経営課題等ならびに社外役員に共通するコーポレート・ガバナンス等に係る法制等の情報について共有を図り、相互の連携を図る場とすることを目的に、監査役会が主催して、社外役員交流会を定期的に開催いたしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

〔現状の体制の概要〕

当社は、「経営の執行機能と監視・監督機能の明確化」を図り取締役会が十分に機能するよう、社外取締役を2名体制としております。さらに、社外監査役2名を含む監査役により監査役会を設置し、取締役の業務執行を監視しております。社外取締役及び社外監査役は、東京証券取引所の規定する独立役員要件を満たしており、独立性を担保された立場から、中立性、客観性を保持して、取締役会における意思決定のプロセスと判断の適法性、妥当性、合理性等を監視・監督するとともに、業務執行取締役(執行役員を兼務する取締役)による執行状況の報告においても、適切な意見の陳述あるいは助言を行っております。

但し、これらは会社法上の目的及び精神を踏まえ、また、金融市場のコーポレート・ガバナンスに対する要請や社会環境及び法的環境の変化等に応じて、見直しを図っていきたくと考えております。

・取締役会

取締役会(原則として毎月1回開催のほか随時開催)は、当社の最高意思決定機関であるとともに業務執行の監視・監督機能であります。取締役会には、定款及び取締役会規程に基づき、業務執行上の重要事項の決議及び業務執行取締役による業務執行の報告を行っており、審議・報告に際しては、社外取締役及び監査役が適切に監視・監督し、必要な意見の陳述あるいは助言を行っております。また、経営上の諸課題について議論をする場としております。

取締役の選任は株主総会にて行われております。取締役の任期は、平成18年6月29日開催の定時株主総会にて、意思決定の迅速化及び業務執行責任の明確化のため1年に変更いたしました。

・監査役・監査役会

監査役は、社外(独立)監査役2名を含めて4名の監査役で監査役会(原則として毎月1回開催のほか随時開催)を構成し、監査役会が策定した監査方針を含む監査計画に基づき、内部統制システムの整備・運用の状況を含めて、取締役の業務執行及び取締役会の監視・監督機能ならびに会計監査人の職務の遂行状況等について、監視し、検証しております。監査役監査にあたっては、監査役室スタッフを補助として使用するとともに、会計監査人ならびに内部監査室との連携を図っております。

・経営会議

経営会議(原則として毎月1回開催)は、業務執行取締役及び執行役員が出席し、経営会議規程に基づいて、経営上の必要事項の決定を行うとともに、各執行役員による担当業務の執行状況の報告ならびに審議・協議を行うほかグループ会社を含む経営上の諸課題について議論し、取締役は必要な監督・指導をしております。なお、経営会議には、常勤監査役が陪席して監視し、監査役全員が共有すべき事項については、監査役会に報告しております。

・各種委員会

当社及びグループ各社の経営上のリスクを収集・評価し、必要な対応を社長または取締役会に具申するために、内部統制委員会、C&C(Crisis&Compliance)管理委員会、投融資審査委員会、品質保証委員会、全社環境委員会、安全保障貿易管理委員会、情報セキュリティ・個人情報保護委員会等を設置し、運営しております。なお、常勤監査役が各委員会に陪席して監視し、監査役全員が共有すべき事項については、監査役会に報告しております。

・グループ会社に対する統制の充実

グループ会社に対する統制・牽制のシステムとして、グループ各社の業態に応じて、当社の執行役員を長とする主管部門を設置し、主管するグループ会社に対する指導・監督に当たるほか、主管部門長が各社の取締役として取締役会に出席するなど、グループ会社の業務執行を監督しております。さらに、経理担当執行役員又は経理部長と常勤監査役が国内及び中国・台湾のグループ各社の監査役を兼任することとし、定期的に開催される国内外グループ会社の取締役会等に出席して経営全般についての把握と適切な監視・助言を行っております。また、技術、品質保証、経理、法務、知的財産、情報システム、総務、人事及び環境などの問題については、当社の関連する各部門が指導または監督を行うこととしております。

なお、当社グループ会社管理規程に定める基準により、グループ各社の投資等の重要事項の決定については、その重要度及び内容により投融資審査委員会の審議を経て、代表取締役等若しくは取締役会による事前の承認を必要とすることとしております。

・モニタリング体制の強化

グループ各社のモニタリングとして、内部監査室による業務監査及び内部統制監査の他、主要な国内グループ会社及び海外グループ会社については監査法人(公認会計士)による会計監査も行ってまいります。

なお、監査役と内部監査室及び会計監査人との連携の強化を図るために、定期的に監査役会が主催して三様監査会合を開催しております。三様監査会合では、内部監査室及び会計監査人より業務監査、会計監査、内部統制監査の計画及び監査の遂行状況ならびにその結果等について報告を受け、情報及び意見の交換を行い、必要に応じて助言や監査の要請をするなどして、監査の実効性と効率性の向上を図るほか、監査役監査を支援・補強するための体制の一環として活用しております。なお、三様監査会合は、社外取締役が、内部監査室による業務監査及び内部統制監査の実効性と会計監査人の監査の相当性を評価する有用な機会となる上、グループ会社を含む会社の業務執行の適法性・妥当性についての監査上の参考材料を提供するひとつの機会として有効であると考えております。

〔監査役の機能強化に関する取組状況〕

・監査役監査を支える人材・体制の確保状況

当社は、会社法に求められる内部統制システムとして構築すべき「監査役の監査が実効的に行われることを確保する体制」の整備を目的に、監査役を補助すべき使用者として取締役からの独立性を確保された監査役室(1名)を設置しております。監査役室は、監査役監査が実効的、効率的に行えるよう監査補助業務を遂行するとともに、監査役の監査が適切に行われるよう会計、監査、法令等の監査役監査上有用な社内内外の情報の収集・研究を行い、必要に応じて監査役に提供しております。また、監査役室は、監査役会事務局として機能しており、会計監査人及び内

部監査室との三様監査会合並びに社長との意見交換会等を設営するほか、適宜に取締役・執行役員等を監査役会に招聘して報告を受け、意思疎通を図る機会を設けるなどのサポートを併せて行っております。

・財務・会計に関する知見を有する監査役の選任状況

常勤監査役 舘島純一郎氏は、長年にわたり管理部門担当取締役専務執行役員として当社の経営に携わり、事業経営全般に知識・経験が豊富なうえ、財務及び会計に関する高度に専門的な知見を有しており、その他、監査役に期待される相当程度の知見を有しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

〔現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由〕

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制として、取締役の相互監督及び監査役・監査役会による経営に対する監視が十分に機能していると判断していることから、監査役・監査役会設置会社形態を採用しております。また、経営の監督と執行機能を明確にすることにより、取締役会が活発な討議の場となるとともに、コーポレート・ガバナンスがより有効に機能するものと考えていることから、上記に記載したコーポレート・ガバナンス体制を採っております。

なお、当社は社外取締役を2名選任しており、社外取締役と監査役会との連携を図るために監査役会が主催して社外役員交流会を開催しております。

〔社外取締役に關する事項〕

当社は、社外取締役が、独立性・中立性・客観性を保持して適切にその職責を果たすことが、経営の透明性を確保し、良質で強固なコーポレート・ガバナンスの態勢を構築する上で、重要であると認識しております。社外取締役は、経営からの独立性と中立性を担保された役員とし株主の負託を受けて選任されており、取締役会などにおける業務執行に係る決定の局面等において、一般株主の利益への配慮がなされるよう、必要な意見を述べるなど、一般株主の利益保護を踏まえた行動をとることが期待されていることを自覚し、取締役等及び取締役会に対し忌憚のない意見の陳述を行っております。さらに、社外取締役は、取締役等及び監査役と適宜に意思疎通の機会を設け、グループ会社を含めて会社の状況を十分に理解した上で、必要な意見の陳述を行うよう心掛けております。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
その他	弊社ホームページに招集通知を掲載しております。いち早い情報提供の観点から、招集通知の内容を発送前に開示しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	3月期(期末)及び9月期(第2四半期)に決算説明会を開催しています。第1四半期及び第3四半期には、四半期決算に関するアナリストミーティングを実施しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	ホームページ上に「投資家・IR情報」のコーナーを設け、決算短信、有価証券報告書等の決算情報の他、経営情報や株式・株主総会情報を開示しています。	
IRに関する部署(担当者)の設置	広報・IR室を設置しております。	
その他	機関投資家向けに個別取材対応や各種イベントを開催し、また個人投資家及び海外投資家向けにweb上で企業情報の発信サービスを行っております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社グループでは、企業理念に「創造的かつ質の高い商品・サービスで企業価値の持続的な向上を目指し、ゆたかな社会づくりに貢献します。」を掲げ、企業と各ステークホルダーとの関係を「樹木」にたとえております。「株主価値」という果実を育てるために、「ビジネスパートナー満足」という土壌を支えられ、「社員満足」という根を張り、「お客様満足」という幹を伸ばし、「社会満足」という葉を繁らせて成長してまいります。つまり、これらを当社グループのステークホルダーと捉えており、これら全ての満足を高めることが重要であると考えております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社グループは、ゆたかな社会づくりに貢献できる企業でありたいと考えております。そのために「環境負荷物質の低減」に取り組み、環境方針に従って、鉛含有量の少ない銅合金製品、RoHS指令など国際的環境規制に対応した商品を優先して開発している他、廃棄物の削減、太陽光発電や省エネ機器の導入など地球温暖化対策を進める一方、環境報告書を通して、広くステークホルダーの皆様へ、私どもの環境活動の取組みを情報発信させていただいております。また、社会貢献活動についても、地域振興(地域貢献)、環境保全、社会・国際貢献、文化振興の4つを重点分野・領域として定め、社員一人ひとりが積極的に活動に参画できる企業風土をつくり、社会の発展に貢献してまいります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	情報開示は、適時かつ公平・公正な情報開示(フェアディスクロージャー)を行うことを心がけております。また、ホームページ、説明会及び報告書など様々な情報開示媒体やツールを通して当社の経営情報などを発信しております。
その他	・個人情報保護 当社は、プライバシーポリシーを掲げ、個人情報保護にグループ全社をあげて取り組んでおります。そのために、当社は、情報セキュリティー・個人情報保護委員会及び個人情報保護グループ会社連絡会を設置し、個人情報保護の維持と向上を行っております。また、今後も個人情報保護を含むコンプライアンス経営を推進してまいります。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

(基本的な考え方)

当社は、取締役の職務の執行及び従業員の業務執行が法令及び定款に適合し、また業務の適正を確保するとともに事業遂行上におけるリスクを適切に評価し、コントロールしていくために、当社及びグループ各社が内部統制システムを構築することが必要であると認識し、その整備・運用に努めており、キッツ宣言、行動指針、コンプライアンス行動規範、環境経営方針、グループ財務の基本方針、その他取締役会が定める基本方針の遵守と実践を徹底しております。

(整備状況)

当社は、代表取締役社長を委員長とする内部統制委員会を設置し、グループ会社を含む企業集団として、会社法及び金融商品取引法に求められる内部統制システムの整備・運用を推進しております。

さらに、当社及びグループ各社においては、取締役等及び使用人の業務の執行が法令及び定款に適合し、かつ効率的に行われることを確保するために必要な規範、規程類を整備する他、効率性の高い情報システムの構築と業務情報の保存及び管理の体制の構築を進めております。また、当社の取締役及び執行役員は、委嘱業務の分担に従い、グループ各社が適切な内部統制システムを整備し、運用するための指導・監督を行うとともに、グループ各社の監査役が、当該システムの整備・運用状況を監視し、必要に応じて助言しております。

当社及びグループ会社のリスクを未然に防止する施策及び発生した危機への対応並びにコンプライアンスの推進については、C&C(Crisis & Compliance)管理委員会を設置し、発生した危機への対応方針の決定、指示及び実施並びにコンプライアンス推進の啓蒙に努めております。また、同委員会では、「コンプライアンス・プログラム・ガイドブック」、「インサイダー取引規制ガイドブック」、「独占禁止法・下請法・景品表示法・不正競争防止法ガイドブック」及び「取引・契約の基礎実務ガイドブック」などを、国内グループ会社を含めた社員に配布するとともに、説明会を開催する他、当社及びグループ会社社員からコンプライアンスに関する相談を受け、あるいは提言を行っております。また、法令または社内ルールの違反が生じた場合に、通報、報告及び提言ができるヘルプラインの制度(内部通報制度)を設け、その受付窓口として、当社及びグループ各社の社内及び顧問弁護士事務所内にCID(コンプライアンス・インフォメーション・デスク)を設け、相談者のプライバシー保護と不利益を排除しつつ問題が把握できる体制を整え、コンプライアンス経営を推進する体制の整備を行っております。

当社の各部門及びグループ各社の内部統制の整備・運用上の評価については、内部監査室を中心に行っており、発見された不備については、適切な改善を指導しております。また、必要に応じて改善の勧告を代表取締役及び取締役会に行うこととしております。さらに、評価の状況及び結果については、内部統制委員会及び内部統制グループ会社連絡会ならびに監査役会にて報告され、不備の改善の状況等について検証しております。

監査役及び監査役会は、内部統制システムの整備・運用を取締役の重要な職務執行として位置付け、当該システムの基本方針に関する取締役会決議の内容を審議し、取締役が当該決議に基づいて、内部統制システムを適切に整備・運用・評価し、さらには発見された不備を適切に是正しているか、グループ会社を含めて監視し、検証しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方)

当社は、反社会的勢力との関係を排除し、いかなる恐喝や脅迫にも屈せず、どのような要求であっても受け入れることをしません。

(a)反社会的勢力による事業活動への関与は全て拒絶します。また、その活動を助長するような機関誌・書籍の購入、広告協賛、サービスの提供、金銭・物品の供与、その他の便宜供与を行いません。

(b)地域社会との協力や警察などの行政機関と緊密な連携を取ることで、反社会的勢力の排除に努めます。

(反社会的排除に向けた整備状況)

当社は、内部統制の基本方針の一項目として、反社会的勢力との関係排除を取締役会において決議するとともに、コンプライアンス行動規範にも同様の規定をし、コンプライアンス行動規範として作成されたコンプライアンス・プログラムガイドブックに反社会的勢力排除に向けた事項を記載して当社の全役員、社員、及びグループ会社に配布し研修等を通じて啓蒙に努めております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

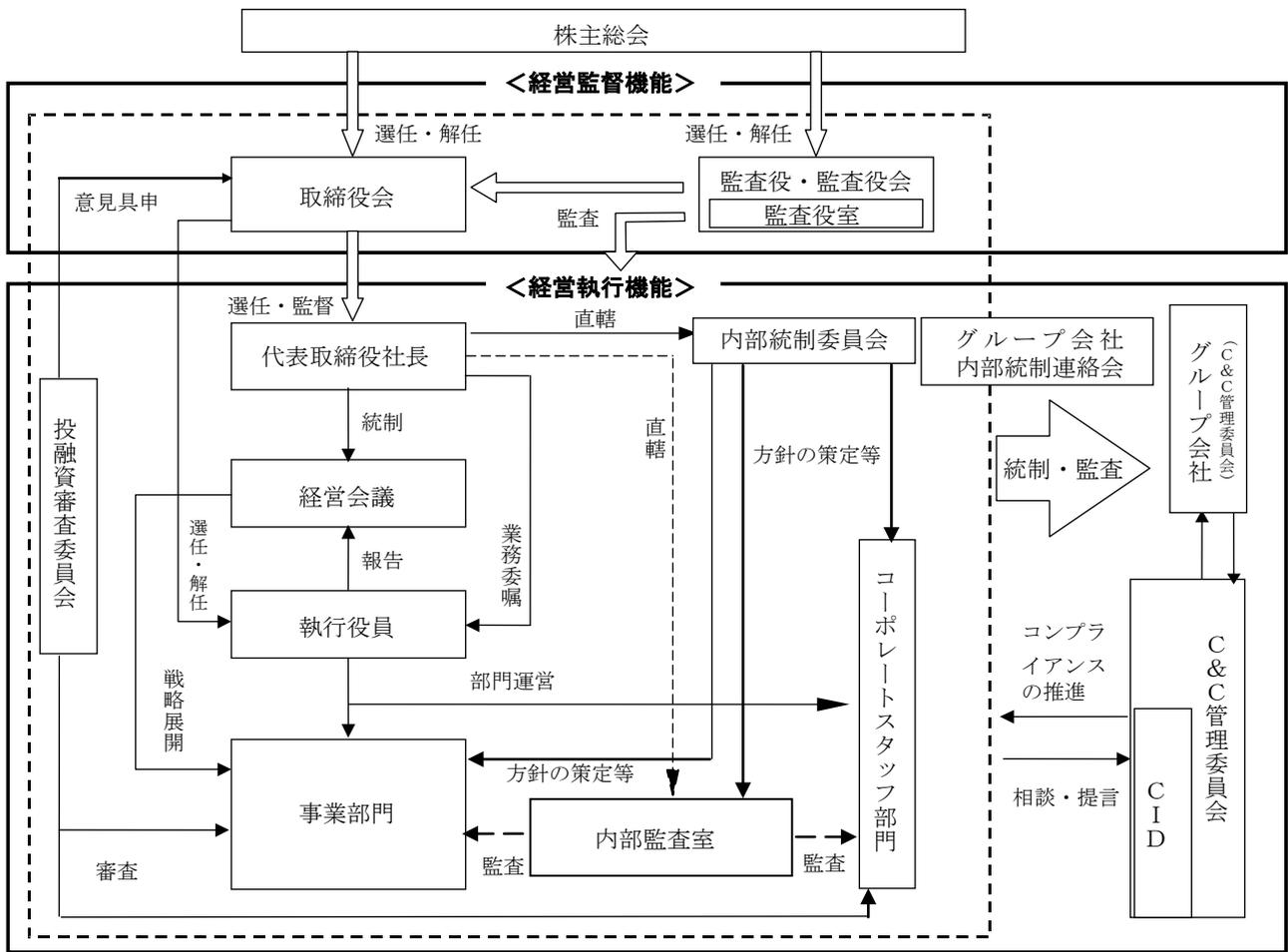
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の適時開示体制の概要は以下の通りです。

1. 適時開示に係る基本的な考え方
 当社は、行動指針として「Do it True (誠実・真実)」を掲げ、コンプライアンス重視の経営を実践しております。この指針に則り、金融商品取引法の各種法令および東京証券取引所の各種規則に従い、ステークホルダーに対して適時・適切・公平な情報開示を行うように努めております。

2. 適時開示体制の概要
 決算情報に関しましては、経理部が中心となり開示情報を作成し、また、その他の適時開示事項につきましては、経営企画部が中心となって開示情報の収集・作成を行っております。
 さらに、「適時開示規則」に基づき適時開示情報と判断された情報は、取締役会の承認を受けた後、速やかに情報開示責任者、経理部によってTDnetおよび記者会見等により適時開示しております。なお、情報の内容により、タイムリーディスクロージャーの重要性を勘案し、代表取締役社長の承認によって適時開示を行う場合があります。
 また、東京証券取引所で公開された情報を含め、広報・IR室が窓口となって自社ホームページで開示し、経営の透明性を高める迅速かつ正確な開示に努める一方、投資家説明会等で広報活動を行っております。

なお、情報開示までのインサイダー情報の取扱いにつきましては、社内規定である「内部情報の管理および内部者取引(インサイダー取引)に関する細則」に基づき厳格に内部情報を管理しております。



【適時開示体制の概要(模式図)】

